12　協力（第一二章関係）
両締約国の協力の基本原則及び分野、協力の費用等について定める。
13　紛争解決（第一三章関係）
協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決のための手続について定める。
14　最終規定（第一四章関係）
協定の改正、効力発生等について定める。
15　附属書
㈠　両締約国の関税の撤廃及び引下げの実施日程等について定める。（附属書一関係）
㈡　品目別原産地規則について定める。（附属書二関係）
㈢　運用上の証明手続について定める。（附属書三関係）
㈣　金融サービスに関する第七章の補足規定について定める。（附属書四関係）
㈤　各締約国がサービスの貿易について行う特定の約束について定める。（附属書五関係）
㈥　サービスの貿易についての最恵国待遇に関する規定が適用されない各締約国の措置について定める。（附属書六関係）
㈦　各締約国が自然人の移動について行う特定の約束について定める。（附属書七関係）

条約

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

条約第六号

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定

日本国及び中華人民共和国中央人民政府によって正当に授権された中華人民共和国香港特別行政区（以下「香港特別行政区」という。）は、

刑事に関する共助の分野における両締約者の協力を一層実効あるものとすることを希望し、

そのような協力が犯罪と戦うことに貢献することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　各締約者は、他方の締約者の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの協定の規定に従って共助を実施する。

2　共助には、次の措置をとることを含む。

(1)　証言、供述又は物件の取得

(2)　人、物件又は場所の見分

(3)　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

(4)　共助の請求を受けた締約者（以下「被請求締約者」という。）の当局の保有する物件の提供

(5)　共助の請求を行った締約者（以下「請求締約者」という。）の関係当局への出頭が求められている者に対する招請についての伝達

(6)　拘禁されている者の身柄の移送であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のためのもの

(7)　裁判上の文書の送達

(8)　犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助

(9)　被請求締約者の法令により認められるその他の共助であって両締約者の中央当局間で合意されたもの

3　この協定において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。

4　租税に関する法律に違反する犯罪に関連する共助の請求は、その主たる目的が租税の賦課又は徴収であってはならない。

第二条

1　各締約者は、この協定に規定する任務を行う中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。香港特別行政区については、中央当局は、法務長官又は同長官が指定する者とする。

2　この協定に基づく共助の請求は、請求締約者の中央当局から被請求締約者の中央当局に対して行われる。

3　両締約者の中央当局は、この協定の実施に当たって、相互に直接連絡する。

第三条

1　被請求締約者の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(1)　被請求締約者が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合

(2)　被請求締約者が、請求された共助の実施により自己の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合

(3)　被請求締約者が、請求された共助の実施については中華人民共和国の主権、安全又は公共の秩序が害されるおそれがあると認める場合

(4)　被請求締約者が、共助の請求がこの協定に定める要件に適合していないと認める場合

(5)　被請求締約者が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると認めるに足る十分な理由がある場合

(6)　被請求締約者が、請求締約者の管轄内における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自己の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合

(7)　被請求締約者が、請求された共助が当該共助に係る犯罪と同一の犯罪又はそれと同じ行為により構成される他の犯罪について被請求締約者の管轄内において確定判決を受けたことのある者の訴追に関連すると認める場合

2　被請求締約者の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自らが必要と認める条件を付して共助を実施することができるか否かについて検討するために、請求締約者の中央当局と協議する。請求締約者は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3　被請求締約者の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求締約者の中央当局に拒否の理由を通報する。

4　この協定のいずれの規定も、締約者に対し、自己の法令が1に掲げる根拠のいずれかを理由として共助を拒否することを定めている場合において、請求された共助を実施することを要求するものではない。

第四条

1　請求締約者の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、請求締約者の中央当局は、被請求締約者の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、請求締約者の中央当局は、被請求締約者の中央当局が求める場合には、共助の請求を確認する書面をその後速やかに追加的に提出する。

2　共助の請求には、両締約者の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、被請求締約者の公用語による翻訳文（緊急の場合には、英語による翻訳文）を添付する。

3　共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。

(1)　捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称

(2)　捜査、訴追その他の手続の内容及び段階、その対象となる事実並びに請求締約者の関係法令の条文

(3)　請求する共助についての説明

(4)　請求する共助の目的についての説明